

●香川県警察本部告示第4号

香川県警察文書公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年7月10日

香川県警察本部長 藤 本 隆 史

香川県警察文書公印規程の一部を改正する規程

香川県警察文書公印規程（平成12年香川県警察本部告示第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前				
別表第1（第7条、第10条関係）				別表第1（第7条、第10条関係）				
法令等	条項号	権限事務の内容	公印を押す書面	法令等	条項号	権限事務の内容	公印を押す書面	
1～15 略				1～15 略				
16 児童手当法（昭和46年法律第73号）	第7条第1項及び第3項	略		16 児童手当法（昭和46年法律第73号）	第7条	略		
	略				略			
	第12条第1項				略			
17～24 略				17～24 略				
25 ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）	略			25 ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）	略			
					第6条第1項	子ども手当の受給資格及び額の認定		子ども手当認定通知書又は子ども手当認定請求却下通知書
						子ども手当の額の改定		子ども手当支給事由消滅通知書
				第8条	子ども手当額の改定	子ども手当額改定通知書又は子ども手当改定請求却下		

26 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）	略
27～36 略	

			通知書
	第10条	子ども手当の支払の一時差止	子ども手当支払差止通知書
	第11条第1項	未支払の子ども手当の支払	未支払子ども手当支給決定通知書又は未支払子ども手当請求却下通知書
26 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）	略		
27～36 略			

附 則

この規程は、平成24年7月10日から施行する。